まい・あみ・まつり 2013 笑顔が舞い心おどる熱い夏

2013













人と自然がつくる楽しいまちーあみ

盛あみ

●主な項目●

●平成 25 年度事業仕分け結果	• • •	2
●紹介します!平成 25 年度の青少年相談員さん	• • •	3
●住民健診の追加募集を行います	• • •	4
●医療福祉費(マル福)制度	• • •	8
●まい・あみ・まつり 2013 写真集	1	2
●花ひらくまち推進事業	1	9

URL http://www.town.ami.ibaraki.jp/ E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

平成 25 年度

事業仕分け結果



企画財政課行政改革推進係☎888-1111 (222)

町が実施している事務や事業について、「本当に行う必要があるのか」「国や県が実施すべきものではないのか」「事業の実施手法は妥当か」など、その根本的なあり方を第三者の視点で評価し、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革のさらなる推進を図るため、7月13日に『事業仕分け』を実施しました。

仕分け作業は、コーディネーター 1 人、仕分け人 5 人、町民判定員 11 人からなる班を 2 班編成して、各班 8 事業ずつ、合計 16 事業を仕分けしました。町民判定員・仕分け人が判定した結果は、下記のとおりです。 なお、仕分け結果が町の最終判断となるものではありません。この結果を検証し、来年度の予算編成や今後の事業のあり方についての参考とします。

仕分けの質疑・応答やコメントなどは、町ホームページをご覧ください。

▼各事業の仕分け結果 (各事業の○印が、その事業の最多得票となった仕分け結果の区分です)

			町民料	判定員(の仕分に	け結果	仕分け人の仕分け結果			
会場		事業名	不要·凍結	国·県·広域	町要改善	町現行通り	不要·凍結	国・県・広域	町要改善	町現行通り
	0	ファミリーサポートセンター事業	1		10				5	
第	2	私立幼稚園奨励補助事業	4	2	4	1	5			
1 1	3	一人暮らし高齢者「愛の定期便」事業	3	1	7		5			
会場	4	消防団機材管理事業		2	4	5				5
第	⑤ 集会施設整備補助事業				5	6			4	1
1	1 6 成人式典事業				5	6			3	2
<u> </u>	7	農業体験事業		1	7		5			
	8	老朽配水施設更新事業			2	9			2	3
	0	さわやかフェア事業	1		8	2	1		4	
筆	2	自主防災組織育成事業			5	6			5	
第2会場	3	不法投棄防止対策事業		2	6	3			5	
場場	4	景観形成事業	2	2	6	1	2		3	
第				1	8	2	4		1	
(第 2 班	6	浄化槽設置補助事業	1	3	4	3			5	
<u>m</u>	7	公用車購入事業			7	4			5	
	8	町民運動会事業	1		6	4	3		2	

- ▼判定区分 ▼不要・凍結…事業の廃止、ゼロベースで見直し(事業の一時凍結)
 - ▼国・県・広域…国・県または広域で行うべき事業
 - ▼町要改善…町が実施するが、事業費・内容を見直す事業
 - ▼町現行通り…町が実施し、事業費・内容はおおむね現行通りとする事業
- ※票が同数になった場合、事業を継続する区分(国·県·広域、町要改善、町現行通り)の合計と、事業を継続しない区分(不要·凍結)を比較し、大きい方を優先する

紹介します! 平成 25 年度の

談員さん

生涯学習課青少年係☎888-2526

阿見中



菅野 弘順 阿見小学校区



鈴木 俊一 阿見小学校区



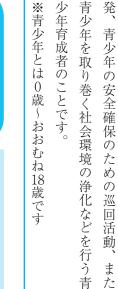
酒井 美智子



阿見小学校区



小松原 阿見小学校区



発、

青少年 相談員が決まりまし

少年の健全育成等に関する条例」などの普及啓 青少年相談員として町から委嘱を受けました。 声 青少年相談員とは、 止を推進するために、 かけ・相談、 月1日付で各学区から選ばれた左記の人が 町民や店舗に対する「茨城県青 青少年の健全育成と非行 青少年に対する街頭



第二小学校区



髙橋 正昭 第二小学校区





小林 実 本郷小学校区



髙島 和廣 吉原小学校区



高野 透 吉原小学校区



南雲 せつ子 本郷小学校区



若泉 徳士 本郷小学校区



袴田 英也 本郷小学校区

竹来中

学校区



中島 佳男 実穀小学校区



朝日中

学校区

福岡 祐一 実穀小学校区



櫻井 英行 本郷小学校区



三橋 伸孝 本郷小学校区



下仲 清一 第一小学校区



米川 幸雄

第一小学校区

栗山 雄一 吉田清 舟島小学校区



舟島小学校区



東 みさ子 君原小学校区



小松沢 茂雄 君原小学校区



松本 則男 君原小学校区



幸雄 生木谷 第一小学校区



山﨑 芳文 第一小学校区

住民健診の追加募集を行います



住民健診の追加募集

総合健診・住民健診へお申し込みしていない人を対象に、住民健診の2次募集を下記の日程で行います(町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診しなかった項目について受診できます)。

下記の日程で予定が合わない場合は、5ページの医療機関健診をご利用ください。

■健診日程 ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください(先着順ではありません)

期日	場所	受付時	間				
12月 2日(月)	 総合保健福祉会館『さわやかセンター』		午後2時~3時				
12月 3日(火)	松口休健佃位去路 さりゃか ピンダー 		十後~时~~3 时				
12月 4日(水)	 かすみ公民館		午後2時~3時				
12月 5日(木)	75 9 65 A 氏能 	午前 9 時 45 分~ 11 時	午後2時~3時				
12月12日(木)	舟島ふれあいセンター	午前 9 時 45 分~ 11 時					
	 総合保健福祉会館『さわやかセンター』		午後2時~3時				
12月13日(金)	秘口体性他位云氏 C17 Pガゼンダー 	午前 9 時 45 分~ 11 時	午後2時~3時				

■健診実施項目

※対象年齢は平成26年3月31日までの到達年齢(後期高齢者健診は除く)

住民健診に**胃がん検診は含まれていません**。胃がん検診を希望する人は医療機関健診を受診するか、広報あみ 10 月号通常版でご案内する消化器検診にお申し込みください。

	健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
0	特定健診 (町国保)		問診・身体計測 (腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・腎機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	(町色床)	※65歳~7	4 歳で茨城県後期高齢者保険証をお持ちの人は『 ②後期高齢者健診 』にお申し	込みください
2	後期高齢者健診	75歳の 誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・ 腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診して ください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セッ ト検診を希望される人は、自己負担1,300円で追加できます。健 診当日にお申し込みください	無料
8	胸部レントゲン検診	40 歳以上	胸部レントゲン検査 ※ 65 歳以上結核検診を含む	300円
4	大腸がん検診	40 成以上	免疫便潜血検査(検便2日分) ※事前に検査キットを郵送します	600円
6	前立腺がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
6	かくたん 喀痰検査	40歳以上	喀痰細胞診 (胸部レントゲン検査を受けた人のみ受診できます) ※対象: 喫煙年数×1日の本数=600以上の人	800円
7	肝炎ウイルス検査	の該当者	血液検査:B型·C型肝炎ウイルス検査 ※対象:過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	800円
8	成人健康づくり健診	20~39歳	問診・身体計測 (腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査	1,000円
9	特定健診 (町国保以外)	40~74歳	受診方法や受診会場を必ず保険者にご確認のうえお申し込みください)

☎888-2940 4

■申込期間 9月30日(月)まで(必着)

申込方法

右記1~6をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。総合保健福祉会館の健康づくり課窓口でもお申し込みできます。

また、お申し込みいただいた人へ後日受診券を送付します。

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ※お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と受診券を郵送します

▼コピーしてご使用ください

1. 住所	阿見町			
2. 氏名				
3. 生年月日 (年齢)	大·昭·平 年	月	В	(歳)
4. 電話番号				
5. 希望の健診				てください) 7・3・9
6. 希望日	12月	日(午前·	午後)・(ハつでも可

『医療機関健診』をご利用ください

町の集団健診では日程が合わない、早めに健診を受けたいという場合は『医療機関健診』をご利用ください。

■受診できる健診項目

●対象年齢は平成 26 年 3 月 31 日までの到達年齢

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課にお問い合わせください

※集団健診とは自己負担額が異なりますので、ご注意ください

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20~39歳	問診·身体計測·血圧測定·尿検査·血中脂質検査·肝機能検査· 血糖検査·腎機能検査	1,500円
胸部レントゲン検診	胸部レントゲン検診 40歳以上 胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む		500円
************************************		喀痰細胞診(胸部レントゲン検査を受けた人のみ) ※対象: 喫煙年数×1日の本数=600以上の人	1,100円
胃がん検診 40 歳以上		胃レントゲン検査 (バリウム検査)	3,100円
大腸がん検診	40 成以上	免疫便潜血検査(検便2日分)	300円
前立腺がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査 (B型·C型)	40 歳以上 の該当者	血液検査:B型·C型肝炎ウイルス検査 ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波検診	40 歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	2,400 円
骨粗しょう症検診	25~65歳	超音波でかかとの骨密度を測定 (男女ともに可)	900円

申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。お電話によるお申し込みはできません。

- ①健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)に直接来館して申し込み(窓口で受診券を発行します)
- ②郵送による申し込み:町ホームページから医療機関受診券交付申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、返信用封筒(宛先を記入し80円切手を貼付)を同封して下記まで送付してください。後日、受診券を郵送します。なお、以下の人はお申し込みできませんのでご注意ください。
 - ▼今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人
 - ▼町の集団健診を受診予定の人 ※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできます
- ▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

受付および受診可能な期間

受付:平成26年2月28日まで 受診可能期間:受診券の発行日から3か月以内 ※最終受診日は平成26年2月28日となります

■自己負担額の免除について

次に該当する人は、町で実施する健診が無料になり ます。お申し込みの際は、手帳等の証明書をご提示く ださい。

- ▼身体障害者手帳で障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で障害等級 1 級の人
- ▼療育手帳で
 ●または A の人
- ▼生活保護受給者

FFTCERE!

みなさん、こんにちは。

日中はまだまだ暑さが感じられますが、朝夕のさわやかな風に少しずつ秋の訪れを感じられるようになってきました。 今回のテーマは、「睡眠」と「排泄」についてご紹介します。



睡眠について

赤ちゃんのころは、生活の多くが睡眠の時間です。成長するにつれ、安定した睡眠がとれるようになってきます。それまでは、赤ちゃんのペースで睡眠をとれるようにしてあげるといいですね。

赤ちゃんのペースといっても、『今日はお昼寝をしなかったな…』というような日は、夜は早く眠れるようにするなど、体を休める時間を作ってあげることも大切ですね。日中、外の空気に触れたり、たくさん体を動かしたりすると、夜ぐっすりと眠れるということもあります。また、大好きな人がそばにいるという安心感からゆったりとした気持ちになり、眠りにつけるということもあるので、寝るときには、側にいる大人が添い寝をしたり、背中をトントンしたりしてあげるといいでしょう。

睡眠時間が安定してきたら、早寝早起きの習慣をつけるなど、 生活リズムを整えていけるといいですね。





排泄について

1歳7か月~2歳にかけて排尿間隔が長くなってきたころに、 朝起きたとき、外出する前、生活の区切りとなるときにトイレ に誘ってみましょう。初めは、トイレやオマルに慣れることが 大切です。排尿したときには、「おしっこでたね」と声を掛けて 一緒に喜ぶと、子どもは排尿はここでするということを理解し ていきます。

排泄は、生理的な要求にしたがって進めると、スムーズに進むものです。早めに何度もトイレに誘うと、かえって自立がうまくいかないこともあります。失敗することもありますが、叱らずに排尿を知らせることができたことを認めてあげましょう。

排泄は、子どもの自立のための大切な援助の一つです。排泄の自立は個人差がありますが、子どもの発達に合わせて「その子のペースで」焦らずに進めていくことが大切です。





国民健康保険で

こんな給付か 受けられます

国保税 納めて安心 わが家の健康

直接支払制度

される人は、出産予定の医療

機関等でご確認ください(役

接支払われる制度です。利用

て町国保から医療機関等に直

産育児一時金が原則とし

場では直接支払制度の申請が

できません)。

葬祭費

出産費用が42万円 (※2) 未

■支給額:5万円 に支給されます。

払いください

退院時に医療機関等へお支 を超えた場合の差額分は 出産費用が42万円(※2)

たとき、その葬祭を行った人

国保の被保険者が亡くなっ



<u>お問い合わせは…</u> 国保年金課国保係 **☎**888 - 1111 (131 133)

> 週以降であれば、 ときに支給されます。

> 死産·流産 妊娠 12

出産育児一

時 金

国保の被保険者が出産した

でも支給されます。

出産の場合は39万円です。 1)加入医療機関等以外での および産科医療保障制度(※ だし、妊娠22週未満での出産 出産予定の医療機関等へお を補償する制度。詳しくは 産に関連して脳性まひとな 原則42万円となります。た った子・家族の経済的負担 い合わせください 産科医療保障制度:出

の場合は39万円 入医療機関等以外での出産 および産科医療保障制度加

児一時金が支給されることが 6か月以内の出産であれば、 康保険等へお問い合わせくだ あります。詳しくは会社の健 会社の健康保険等から出産育 妊産婦本人が会社を辞めて

等で交付される直接支払制 号がわかるもの4医療機関 世帯主の金融機関の口座番 される領収・明細書②印鑑③ さい(1医療機関等で交付 後に町国保へ請求してくだ 満の場合の差額分は、 出

される直接支払制度を利用 直接支払制度を希望されな い場合は、出産後に町国保 度利用の合意書――を持参) しない旨の合意書を持参) 請求してください 医療機関等で交付 (右記

※2 妊娠22週未満での出産

申請に必要なもの:亡くな るもの・会葬礼状など(喪 られた人の保険証・喪主の 主を確認するため)・印鑑 金融機関の口座番号がわか

入院時の食事代

とき、一食の食事にかかる費用 の一部(左表の入院時の食事に かかる標準負担額)を負担する ₹1日の標準負担額は、3食に 相当する額が限度となります 残りを入院時食事療養

だけで、 費として国保が負担します。

費の支給対象外です

住民税非課税世帯の人は 玉 .保の被保険者が入院中の

入院時の食事にかかる標準負担額 (1 食あたり)

一般(下	260円					
住民税非課税 世帯および低 所得者 II	90 日までの入院	210円				
	90日を超える入院 (過去 12 か月の入 院日数) ※ 3	160円				
低月	100円					

- ▼低所得者 I:同一世帯の世帯主および国保被保 険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得 者 [以外の人)
- ▼低所得者 I:同一世帯の世帯主および国保被保 険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万 円として計算)を差し引いたときに0円となる 世帯に属する人
- 90日を超えた時点でも申請が必要となります **%3**

訪問看護療養費

得により異なる) を支払うだけ 負担割合1~3割は年齢や所 看護ステーションなどを利用 あると医師が認めた人が、 したときは、 居宅で医療を受ける必要 残りは国保が負担します。 費用の一部 自己 訪問

額認定証』または『標準負 してください す。国保年金課窓口に申請 担額減額認定証』が必要で 『限度額適用·標準負担額減

入院時の食事代は高額療養

ご存じですか'

療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111(134-135)

療育手帳 (判定A以上)

0

交付を受けている人



小児 対象となる人

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

について所得制限があり (小児を除く)、基準を超えた人は対象 費 (※) を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者

また、

生活保護を受けている人も対象外です。

☆ 次のいずれかに該当する人に対し、保険診療となる医療

――」に住所があり、各種健康保険に加入している人のうち、

0歳~中学3年生

、心臓・じん臓・呼吸器・ぼう 身体障害者手帳1.2級 重度心身障害者 交付を受けている人 0

こうもしくは直腸・小腸・ヒ 受けている人 肝臓の機能障害により、身 体障害者手帳3級の交付を ト免疫不全ウイルスまたは

障害年金を受給している人 障害基礎年金1級に該当する の交付を受けている人 身体障害者手帳3級の両方 療育手帳(判定B)および

入が要件となります。 後期高齢者医療制度への加

(65歳以上75歳未満の人は、

母子(父子)家庭

る場合のみ。子の18歳の誕 とその子(現に監護してい 配偶者のいない女性 (男性

産婦本人名義の金融機関

末日まで)

マル福の申請と届

児に該当する小学4年生~中 年に1回更新があります(小 給者証を交付します。 学3年生と妊産婦を除く)。 い。該当の場合にはマル福受 のを持参し、申請してくださ 当の人は母子健康手帳・好 障害年金証書▼妊産婦に該 度心身障害者に該当の人は 証▼印鑑▼中学3年生まで |持参するもの: ▼健康保険 身体障害者手帳·療育手帳 の人は保護者の金融機関の 口座番号のわかるもの▼重 なお、

まで。子が障害児または高 生日以後、最初の3月31日 校在学中の場合は20歳未満

)妊産婦

母子保健法に基づく妊娠の の初日から出産月の翌月の 届出をした人(妊娠届出月

国保年金課窓口へ左記のも

受けたときは、国保年金課窓 県外で診療を受けたときや受 給者証を提示しないで診療を 口で医療福祉費支給の申請を マル福受給者証は、 場合は…

数の記載のあるもの)ママ 等の発行する領収書(コピ 持参するもの:▼医療機関 不可、受診者名·保険点

給者証▼健康保険証

▼印鑑)。

詳しくはお問い合わせくだ 象者により住民税課税証明 口座番号のわかるもの (※)が必要ですので、 対

号のわかるもの

※住民税課税証明書等は 所得·扶養人数·所得控除 の記載されたものです 『総

場合は… 県内の 病院に かかる

証を医療機関等の窓口に提示 してください。 健康保険証とマル福受給者

※妊産婦の人は医療機関への 者と異なりますので、詳し かかり方などがほかの対象 くはお問い合わせください

県外の 病院にか か る

己負担となります。

座に振り込みます。 してください。後日、 診療には使用できません。 県外で 指定口

※健康保険組合等からの療 費給付証明書や支給決定通 があります 知書などが必要になる場合

医療費の自己負担制

なお、保険薬局での調剤にか 者該当の人を除く)。入院時 担となります (重度心身障害 月3000円を限度に自己負 円、月2回1200円を限 の食事代 (標準負担額) は自 かる自己負担はありません。 心身障害者該当の人を除く)。 に自己負担となります(重度 医療機関につき、1日60 入院の場合、1日300円、 外来診療の場合、 ひとつ の度

町 0 参するもの:▼領収書=コピ の支給を申請してください(持 の場合には、外来自己負担金 来自己負担金が600円未満 か月後に毎月振り込み)。 外来および入院自己負担金は ·不可、 記載のあるもの▼マル福受 が助成します(診察月の なお、0歳~中学3年生 受診者名·保険点数 外

ル福受給者証▼健康保険

印鑑▼金融機関の口座



人は対象になりません。ま を受給することができる

給付金を受けるため

必要です

は日本年金機構の

認定

回支払いなど特別な場合

奇数月に支払いが行わ

れる場合もあります

月までの分をお受け取りい 6・8・10・12月)です。

ただくことになります(初

金·障害共済年金

―など

※支払いは、

年6回(2:4:

前

月の翌月分から支給されます

障害基礎年金·障害厚生年 該当した人に限る)。なお、 日までに当該障害状態に

馬給1

国民年金に任意加入していなかっ 障害基礎年金等を受給 たために、 ていない人に支給されます

国保年金課国民年金係☎888-1111(136-137)

当の障害に該当する人(た

在障害基礎年金1.2級相

療を受けた日)があり、

現

ついて初めて医師の診

なかった期間内に初診

(障害の原因となる傷病

だし、

65歳になる日の前



象とした『特別障害給付金』の制度があります。

障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対

任意加入していなかった

ことにより、

学生は任意加入の時期がありました。

「に加入することが必要となりますが、以前は専業主婦や

本国内に住所がある2歳以上6歳未満の人は、

対象

平成3年3月以前に国 組合等の加入者)の配偶者 年金の任意加入対象だっ 昭和61年3月以前に国民 た被用者 金任意加入対象だった学生 民年金に任意加入して 0) いずれかに該当し、 (厚生年金·共済

※老齢年金·遺族年金·労災補 る人は、当該手当の受給資 的福祉手当を受給されてい 給されません。また、 には、その受給額相当は支 償等を受給されている場合 経過

※給付金は認定を受けた後請求

支給額 (月額)

49500円 1 級 該当 す る 人

3 9 6 0 0 円 級 に 該 当 す る 人

2

※本人の所得によっては、 ※物価指数の変動に連 給が全額または半額、 毎年度見直されます 動 制 して 限 支

される場合があります 格は喪失します

請求手続

国民年金

窓口:役場1階国保年金課。 請求について: >請求を受 給に関する事務は、 なお、特別障害給付金の支 金機構で行います 日本年

原則として65歳に達する日 だく必要があります 求は早めにお願 前日までに請求していた いします

け付けた月の翌月分から支 給が開始されますので、

824-7169) まで たは土浦年金事務所 しくは国 保年金課 ま

土浦年金事務所から

■過去 10 年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある人へ

平成 24 年 10 月から 3 年間に限り、未払いの国民年金保険料を過去 10 年 分までさかのぼって納めることができます(後納制度)。

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付できませんで したが、平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り、過去 10 年分までの未払い保険料を納付することができるようになりました。

■保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認をされた人へ

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料 を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内(例えば、平成25年4月分は平成 35年4月まで) であれば、あとから保険料を納めること(追納) ができます。 ご不明な点があれば、国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)に お電話いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

問い合わせ

土浦年金事務所☎824-7121

屋外広告物の表示には

都市計画課計画係☎888-1111(244・

屋上利用広告 屋外広告物の例 アドバル・ 野立広告(広告板・広告塔) はり紙・はり札 00 000 車体利用広告 D

外広告物とは?

小広告幕 屋上利用広告

り札、 看板、 て屋外で公衆に表示される 時または一定の期間継続し 具体的には次のようなも 屋外広告物」とは、 広告板などをいいま 立看板、はり紙、 は 常

広告旗

のがあります。

電柱利用広告 車体利用広告

は許可が必要です 屋外広告物の表示に

アドバルーン 壁面利用広告 はり紙・はり札 野立広告(広告板・広告塔) は、 屋外広告物を表示するとき 屋外広告物の許可手続 景観に配慮するとともに

アーチ

突出広告

許可申請に必要な書類

許可申請書 広告物の仕様書・設計図

ラー写真

そのほかの手続

合わせて他法令に基づく許可な

どが必要な場合があります。 他人の土地・物件等に表示 工作物の高さが4mを超え などの同意 する場合:所有者や管理者

道路に表示する場合:道路 占用許可(道路法

る場合:確認申請(建築基

告物の表示内容を変更する場 の許可が必要です。また、広 とする日の30日前までに町長 め、原則として、表示しよう 公衆への危害を防止するた 合にも許可が必要です。

管理者の資格証明書等 設置場所付近の見取図 · 力

許可手数料 屋外広告物の許可申請手続と

許可手数料

広告板:1枚につき3平方 照明広告: 1基につき3平 メートルごとに750円

に 800円

農地に表示する場合:農 転用許可(農地法

許可期間

許可期間が定められています はり札、電柱巻立広告等 屋外広告物は、 1年以内 種類により

、広告板、広告塔、照明広告 ボード、近隣店舗等案内広 電光ニュース・ビジュアル

※屋外広告物の適正な表示の 録を受けた人・屋外広告士・ 確保や広告物による事故防 なれる人:屋外広告業の登 ことが必要です(管理者に の表示には管理者を定める 止のため、これらの広告物 告等:3年以内

屋外広告物講習会修了者な

近隣店舗等案内広告:1枚 につき2平方メートルごと 方メートルごとに800円

など

など

屋外広告物の更新手続

期限の2週間前までに更新手 続き表示するためには、 許可期間が定められていま 続きが必要です。 す。許可期間の満了後も引き 屋外広告物は、種類ごとに 許可

更新許可申請に必要な書類 更新許可申請書

許可手数料 広告物自己点検書 か月以内に撮影したもの 広告物等のカラー写真(3

規制 屋外広告物に対する

広告物に対して規制を行って 持3公衆に対する危害の防止 良好な景観の形成②風致の維 ―これらの目的から、屋外 県屋外広告物条例では、

街路樹

います。

禁止物件

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告

電柱

物を表示することは禁止されています。

次に掲げる物件には、原則

信号機▼道路標識▼ガードレ ール▼歩道橋▼道路の分離帯 はり札・立看板などの表示を ことができません(はり紙 として屋外広告物を表示する ▼電柱▼街灯柱▼街路樹

▼禁止物件の例

信号機

禁止)。

ボックス**▼**道路の路面―― ーター▼郵便ポスト▼電話 カーブミラー、パーキング

禁止地域

どを禁止地域に定めています。 ることが好ましくない場所な 要な地域・屋外広告物を表示す 観や良好な街並み・特に良好な 景観の形成や風致の維持が必 第一種低層住居専用地域・ きる地域で、敷地境界から 道路・鉄道などから展望で 第一種中高層住居専用地域 次に挙げる、 定の区域①首都圏中央連 美しい自然景

> m以内、 m以内、

可)3信号機または道路標 広告は許可を受けて表示 準住居地域·近隣商業地域 絡自動車道: 500m 識から半径10m以内の区域 止地域から除外、電柱利用 商業地域・準工業地域は禁 ②東日本旅客鉄道:100 (ただし、第一種住居地域・ 県·町道:5m以内 国道125号:50 以

適用除外

えで最小限必要な広告物など 私たちの社会生活を営むう

> については、 の事項を適用しないとする、 『適用除外』を定めています。 | 自家広告物: 自己の氏名・店 可が不要 の場合10㎡以下のものは許 物の合計面積が、禁止地域 名・事業内容などを、 の場合5㎡以下、許可地域 に表示する広告物で、広告 の住所・事業所・営業所など 規制のうち一定 自己

のは、 告物で、店舗から半径10 らず、案内広告の設置がや 等が主要な道路に面してお 近隣店舗等案内広告:店舗 および道路標識から5m以 km以内の範囲、 むを得ないと認められる広 上離す等の基準を満たすも 禁止地域でも許可を かつ、信号

受けて表示が可能

など

表示のために 屋外広告業の 適正 な

どの責務 広告主·土地所有者 な

法律や条例の規制等に適合し た表示や適正な管理に努める の所有者には、 ことが求められています。 屋外広告物の広告主・土地 屋外広告物の

違反に対する措置・罰 則

屋外広告物(違反広告物)を 命令などの措置を受けます。 表示すると、 条例または規則に違反する 勧告·公表·是正

簡易除却

行うことができます。 広告旗) は、 の(はり紙・はり札・立看板 違反広告物のうち簡易なも 町が直接除却を

登録を受けずに屋外広告業 を営んだときなど:懲役刑 (最高100万円) (最高2年) または罰金刑

禁止地域や禁止物件に屋外 なかったときなど:罰金刑 反に対する措置命令に従わ 広告物を表示したとき、 最高100万円 違

許可申請書等は町ホーム ページからダウンロードで きます。

▼ホームページ

http://www.town.ami. ibaraki.jp/gyosei/application -down.htm











▲広瀬ゆたか・おおい大輔

●メインステージ

▶▼友好都市から



▲阿見小金管バンド



▲ジュニアフェス



▲ダンスフェス



▲地域振興ショーと芸能ショー

●応募写真



▲写真提供:村松さん



▲フィナーレ『いのちを笑わそう』を合唱!



▲写真提供:野口さん

●まい・あみ・アンバサダーオーディション





◆今年度のまい・あみ・アンバサダーに選ばれたのは写真左から、 本田千晴さん、林暁嵐さん、芳賀さくらさん

まい・あみ・まつり2013

笑顔が舞い心おどる熱い夏!



▲子ども神輿(中央西)



▲子ども神輿(竹来)



▲フラフショー



▲よさこいソーラン



▲よさこいソーラン

●8月4日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見·朝日·竹来中学校の生徒·先生約200人の皆さん(写真)が、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



●阿見町建設業協会の皆さん(写真)が、7月27日(土)の午前9時からまつり会場の草刈りを、8月5日(月)の午前9時からまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。



盆踊り表彰

- ●最優秀賞 阿見台
- ●優秀賞 天翔如人
- ●チームワーク賞富士団地
- ●ユーモア賞

(株) メディカルアシスト

- ●元気で賞 きずな
- ●町長特別賞 上小池有志会

※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの人たちが清掃活動にご協力くださいました。ありがとうございました

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 25 年度・第2回



9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

9月は県内の関係機関が共同して、悪質商法や多発している振り込め詐欺から高齢者を守る啓発事業を実施しています。

悪質業者は、高齢者がはっきり断れないのをいいことに強引に契約を迫ってきます。最近、注文していない 健康食品を勝手に送りつけてくる悪質商法が町内で急増していますので、事例を紹介します。

事例

申し込んでいない健康食品を強引に送りつける業者に注意!

先日、業者から電話があり、「7月に注文を受けた健康食品が準備できたので、明日代金引換の宅配便で送る。代金は18,000円です。」と言われた。注文はしていないと断ったが、業者は「確かに申し込んでいる、断るなら裁判にかける。」と強い口調で言ってきた。もし健康食品が送られてきたら、どう対応したらいいか。



アドバイス

申し込んだ覚えもなく、電話でも断ったにもかかわらず、健康食品が代金引換配達で送られてきたときは受取を拒否してください。その際、できれば業者名や連絡先を控えておいてください。

また、申し込んだ覚えはないが、電話で確かに申し込んでいる、裁判にかけると強く言われ、断り切れずに承諾してしまった場合は**クーリングオフ**ができます。

いずれの場合でもトラブルにあったら消費生活センターに相談してください。

消費生活の豆知識

クーリングオフとは?

クーリングオフは契約をした後でも、本当に必要な契約かどうか冷静に考える期間を与え、一定期間 内であれば消費者から一方的に契約解除できるという制度です。

訪問販売や電話勧誘販売など法律で定めた特定の取引の場合はクーリングオフができます。

(店舗販売や通信販売で購入した場合にはクーリングオフはできません)

- ▼期間:契約書面を受け取った日から8日間です
- ▼方法: 必ず書面にしてコピーを残し、発送したことが証拠に残る ように簡易書留等で相手業者に送ります
- ▼効果:消費者は一切の負担を負うことなく無条件で契約を解除できます。違約金を支払うこともなく、商品の返送費用も相手業者の負担です



問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用/月~金曜日の午前9時~午後4時) ▼商工観光課 ☎888-1111 (171)

放射線の状況をお知らせします

環境政策課☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。 単位:マイクロシーベルト毎時

第 49 回 (測定日 7 月 23 日~ 26 日)													
施設名	屋	屋内(床上)		屋:	屋外(地上)		施設名	屋内 (床上)			屋外(地上)		
加强交合	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m)地設石	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.079	0.082	_	0.077	0.079	_	中郷保育所	0.085	0.074	_	0.090	0.082	_
実穀小学校	0.082	0.088	_	0.126	0.104	_	南平台保育所	0.077	0.083	_	0.089	0.086	_
吉原小学校	0.073	0.069	_	0.123	0.115	_	二区保育所	0.080	0.076	_	0.122	0.096	_
本郷小学校	0.078	0.084	_	0.109	0.081	_	学校区保育所	0.054	0.057	_	0.111	0.100	_
君原小学校	0.064	0.065	_	0.109	0.099	_	あゆみ保育園	0.049	0.054	_	0.093	0.092	_
舟島小学校	0.081	0.082	_	0.097	0.109	_	阿見ひかり保育園	0.089	0.084	_	0.116	0.117	_
阿見第一小学校	0.081	0.086	_	0.109	0.102	_	さくら保育園	0.091	0.091	_	0.069	0.064	_
阿見第二小学校	0.080	0.079	_	0.089	0.080	_	学校区児童館	0.072	0.060	_	0.115	0.094	_
阿見中学校	0.080	_	0.081	0.085	_	0.078	二区児童館	0.085	0.091	_	_	_	_
朝日中学校	0.083	_	0.084	0.098	-	0.096	総合運動公園 (陸上競技場)	_	_	_	_	0.103	0.116
竹来中学校	0.087	_	0.089	0.113	_	0.105	総合運動公園 (野球場)	_	_	_	_	0.087	0.096
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.097	_	0.089	0.078	_	0.074	霞ヶ浦平和 記念公園	_	_	_	_	0.153	0.162
霞ヶ浦聾学校	0.072	0.075	0.080	0.062	0.058	0.067	ゆりの木公園	_	_	_	_	0.137	0.141
ふたば幼稚園	0.073	0.066	_	0.110	0.109	_	岡崎ふれあい公園	_	_	_	_	0.180	0.180
阿見みどり幼稚園	0.058	0.059	_	0.100	0.097	_	うずらの公園	_	_	_	_	0.072	0.068
荒川沖幼稚園	0.095	0.096	_	0.103	0.099	_	本郷近隣公園	_	_	_	_	0.162	0.161
阿見幼稚園	0.094	0.085	_	0.139	0.120	_	平均値	0.078	0.077	0.085	0.101	0.103	0.112

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10%程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です 1 ミリシーベルト= 1.000 マイクロシーベルト

町の農畜産物について

町内産農畜産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。7月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果(合計 17 検体)

()内は測定検体数

項目	検査品目							
	エダマメ、カボチャ (2)、金時草、ジャガイモ、タマネギ、トマト、ナス、ニラ、ニンニク、 ブラックベリー、ブルーベリー、ミョウガ (2)、メロン、モモ							
基準値内のもの	ブラックベリー							
基準値を超えたもの	該当なし							

- ※「不検出」…「検出限界値」 未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります
- ※「基準値」··· 穀類·肉·魚·野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです
- ◎食品放射能測定システムの申込方法
- 農業振興課の窓口またはお電話(☎888-1111 内線 183)でご予約ください。測定は無料です。

高齢者の交通事故防止

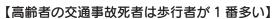
交通防災課交通防犯係☎888-1111(276·277)

【茨城県の高齢者交通事故死者数が全国ワースト1位に】

県内で本年に入ってから交通事故死者が増え、7月11日には1年半ぶりに「交通死亡事故多発警報」が発令となりました。特に、65才以上高齢者の死者数は全死者の7割を占め、6月末時点で死者数52人、全国ワースト1位と非常に危機的状況となっています。

▼県内の高齢者の交通事故死者数(平成21~25年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年 6 月末
全死者数	199人	205人	169人	142人	78人
高齢者死者数	90人	102人	85 人	68人	52人
占める割合	45.2%	49.8%	50.3%	47.9%	66.7%



高齢者が関係する交通事故の状態別では、歩行中(28人、構成率53.8%)が最も多く、中でも横断中が18人となっています。次いで四輪車乗用中(13人、構成率25.0%)、自転車乗用中(9人、構成率17.3%)となっています。歩行者の死者は「道路横断中」が大半を占めていますが、横断中の歩行者側にも「直前横断」等の原因(違反)が多くみられます。

【歩行者の死亡事故は午後4時から8時に多発】

歩行者の死亡事故は午後4時から8時に多発しています。薄暮時から夜間にかけては、徐々に暗くなり、 ドライバーの視界から歩行者が発見しにくくなります。買い物や退勤時間とも重なって交通量も増加するため、 交通事故発生の危険がさらに高くなります。

ドライバーは、暗くなる前にライトを点灯し、夜間は対向車·走行車などの状況をみて「ハイビーム(ライト上向き)」を上手に活用し、歩行者等の早期発見による交通事故防止に努めましょう。

■事故防止のポイント

- ▼歩行者は、暗くなったら(帰りが暗くなりそうなときも)反射材を身につけましょう! <歩行者の死亡事故は午後4時から8時頃に多発しています>
- ▼自転車も反射器材を取り付けましょう! ライトは早めにつけましょう!
- ▼車は暗くなる前から早めにライトを点灯し、対向車や先行車がないときはライトを上向きに切り替えましょう!
- ▼慣れた道(自宅付近)こそ気をつけましょう!
 - <歩行者の死亡事故の多くが、自宅から 500m 以内で起きています>
- ▼無理な横断は控えましょう!
 - <歩行者の死亡事故では横断中が最も多い!>
- ▼一時停止のある交差点では必ず止まり、左右の安全確認をしましょう!

高齢運転者の安全五則

- ①一時停止場所では必ず止まり、左右の安全を確かめる
- 2ハンドル・ブレーキの操作を的確に行う
- ③交差点では必ず安全を確かめる
- 4 信号を守り、信号の見落としに注意する
- 5 脇見・ぼんやり運転をしない



男女共同参画宣言都市記念式典開催概要をお知らせします

町民活動推進課男女共同参画推進室☎888-1111(271)

日時:11月10日(日) 午後1時開始

場所:県立医療大学大講義室(講義棟1階)

▼記念講演

「男女共同参画社会実現の先に

~私たちの暮らしはどう変わるのか~」(案)

講師 杉尾秀哉氏(写真右)

TBS テレビ報道局編集センター解説・専門記者室長

▼記念式典

作文・標語・ポスター・推進歌コンクール入賞者表彰

▼アトラクション

チェロ・バイオリン・ピアノ演奏

▼入場無料。託児・手話通訳あり(託児は2~6歳で要申込)



改正ストーカー規制法·改正 DV 防止法が成立

改正ストーカー規制法と改正 DV 防止法が、平成 25 年 6 月 26 日の衆議院本会議で可決・成立しました。

≪改正法の主なポイント≫

●ストーカー規制法

しつこいメールを付きまとい行為に追加

被害者だけでなく加害者の住所地の警察も警告を出せるように拡大警察が警告しない場合、理由を被害者に書面で通知することを義務化

● DV 防止法

同居する交際相手からの暴力も保護対象として拡大



警察にまず相談しましょう

ストーカー行為とは

- **▼**つきまといなど
- ▼待ち伏せしたり、進路をふせぐ行為
- ▼住居を見張ったり、いつも監視する行為
- ▼会うことを要求したり、無理に付き合うこと を要求する行為
- ▼嫌がる写真を送りつける行為
- ▼名誉を傷付ける行為
- ▼何度も無言電話をかける行為
- ▼自由に行動することが困難となるような状況 にする行為

ストーカー対策法

- ▼ストーカー対策としてすぐに行なってもらいたいのが、最寄りの警察に相談することです。 毅然とした態度で立ち向かわないと、ストーカーの思うつぼとなってしまいます
- ▼ストーカー行為を続けている相手が特定できる場合には、ストーカー行為をやめるようにという禁止命令を出すことができます(禁止命令を受けてもストーカー行為をやめない場合には、100万円以下の罰金刑)

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 2888-1111(272) / 町民活動センター 2888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「傾聴ボランティアかがやき」

平成 24 年春に町社会福祉協議会が開催している「傾聴ボランティア講座」の受講生 6 人で、傾聴ボランティアかがやきを立ち上げました。現在は、サークルの会員数や訪問先も順調に増加し、傾聴活動についての理解・浸透が図られているとの確かな手ごたえを感じられる段階に入っています。

このボランティア活動は、どなたでもできることですが、話し手を丸ごと受け止めて寄り添うことにはパワーが必要であり、易しいことではありません。しかしながら、この活動を継続していく中で、「自己成長が実感でき、日常生活でも自然に他者に優しく接するような人間になっていける」という良い兆候が期待できます。 私たちは「これからも笑顔を絶やさず、寄り添い共にかがやきイキイキとした人生を送れる一助になればと

の思いと、一瞬のふれあいでも大切にしていくということ」を目標として掲げ、活動をしているサークルです。関心をお持ちの人は、ご一報いただき、「初めの一歩」を踏み出してみませんか!

▶「傾聴ボランティアかがやき」 の皆さん



傾聴とは…

話し手に寄り添い、話したいこと を聴かせていただく、すなわち話 し手を丸ごと受け止めることです

活動内容

- ▽毎月定期的に施設訪問
- ▽毎月第二水曜日に定例会開催 (勉強会・訪問時の活動報告)

問 合 せ 「傾聴ボランティアかがやき」代表安相 **☎**887-5197

■活動報告コーナー

● NPO ボランティア運営・設立勉強会開催

町民活動センターでは、町の内外を問わず、NPO 法人・ボランティアを設立しようとしている人を対象に、運営についての勉強会を月に一度開催しています。

動物愛護の NPO 法人を設立・申請して、これから本格的な活動を始めようとしている人、体操クラブを 20 年来運営しており NPO 法人を設立して将来的にしっかりした組織作りをしようとしている人などが、積極的な意見交換をしています。

参加者は女性が多く、パワーを感じます。次回は9月20日(金)の午後6時~8時を予定しています。年齢・性別に関係なく、これから何か活動をしたいとお考えの人は、ぜひご参加ください。



▲6月に開催された勉強会の様子

活動場所 町民活動センター(マイアミショッピングセンター3階)

問合せ 町民活動センター ☎888-2051

花ひらくまち推進事業

町民活動推進課☎888-1111(271-272)

125 号バイパス沿いでコスモスの種まき作業を実施しました

去る7月6日(土)、「花ひらくまち推進事業」の一環であるコスモス の種まき作業が、「花ひらくまち推進委員会」を中心に、125号バイ パス沿いで実施されました。

当日の参加者は100人にのぼり、皆 さんのおかげで無事に今年もコスモス の種まきを終えることができました。 毎年9月頃にはコスモスが見ごろとな りますので、皆さん楽しみにしていて ください。



◀コスモスの様子(イメージ)

環境美化活動のボランティアに参加しませんか

年1回のコスモス種まき作業(7月頃)と、 年3回の清掃作業(5月.8月.2月頃)となっ ています(写真は5月の清掃作業の様子)。い ずれも作業場所は125号バイパス沿いです。

実施日当日の飛び入り参加も大歓迎ですの で、お誘い合わせのうえご参加ください。





「花ひらくまち推進事業」とは?

花づくりを通して「こころのふれあうふるさとづくり」を推進するため、ボランティアの皆さんが「花ひ らくまち推進委員会 | を組織し、「茨城県道路里親制度 | の助成制度の支援を受けながら活動を続けています。 現在では、この活動に賛同いただいた「キヤノン(株)阿見事業所」、「ツムラ労働組合茨城支部」、「グル ープホームつくし」、「(公社) 阿見町シルバー人材センター」 の皆さんとともに活動しています。

この「花ひらくまち推進事業」には、活動に賛同してくださる人であれば、組織・個人を問わずどなたで もご参加いただけます。詳細につきましては、花ひらくまち推進委員会事務局(役場町民活動推進課内)ま でお気軽にお問い合わせください。

〈広告欄〉



THE PRINCESO

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時~午後5時

■特別展『空をめざした少年たち-陸軍少年飛行兵と予科練』

- ▼期日:10 月 27 日(日)まで
- ▼場所:予科練平和記念館 20 世紀ホール
- ▼観覧料:大人 600円(480円)、小中高生350円(280円)
 - ※()内は20人以上の団体料金。特別展期間中は上記の一律料金となります

■『JAF 共催子ども向けイベント』 開催

- ▼期日:9月14日(+)
- **▼時間:**午前 10 時~午後 4 時(予定)
- ▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ・エントランス前
- ▼内容:親子で、友だち同士で思いきり楽しもう!
 - ▼屋外:シーベルトコンビンサー·水ヨーヨー釣り (晴天時)·ミニ SL
 - ▼屋内: 読み聞かせ・子ども安全免許証・輪投げ大会(雨天時)
- ▼参加料:無料 ※町内の小中学生を含め、小学生以下は館内見学も無料です
- ▼その他:事前予約不要



▲子犬を抱いた少年兵(陸軍特別攻撃隊第72振武隊隊員)

■ 『特攻隊遺書朗読会』 開催

- ▼期日:9月16日(月)
- ▼時間:午後2時~3時(予定)
- ▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ

- ▼内容:詳細は後日お知らせします
- ▼参加料:無料
- ▼その他:事前予約不要

◎学芸員のつぶやき

今年は平年より 1 週間から 2 週間早く季節が進んできました。桜が 3 月中に満開となり、藤やツツジもゴールデンウィーク前に満開となってしまったように。しかし、神さまはどこかで季節の調節をするに違いありません。7 月中に真夏のような、また秋になってしまったような不思議な一時を経験しましたが、それは調整だったのでしょうか。はたまた、これから思いがけないどんでん返しが待っているのでしょうか。しかし、子どもが可愛いウサギを思い描ける名月だけは落ち着いて授かりたいものです。

▼予科練平和記念館ホームページ:http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html

〈広告欄〉



BRECK も園 ふたば幼稚園

公開保育・入園説明会 9月10日・13日(午前10時30分~)



ホームページ http:amifutaba.jimdo.com/ **数**029 (887) 0055 **Fax**029 (879) 7726 入園願書は10月1日 (火) 受付開始です。公開保育・入園にあたっての説明会はお子様と一緒においでください。お待ちしております。 ▼期日

(H)

※2日間連続で参加で

日(日)

10月26日(土)227日

無料で開催します。

は、一般の人向けに標記講座を

茨城大学遺伝子実験施設で ロジー実験講座』 開催

般向けバイオテクノ

係☎888-1111(168)

済みですか 児童手当の手続きはお

を提出することになっていま するために、『児童手当現況届』 児童手当を受給している人 毎年6月に受給要件を確認

のでご注意ください。 受給資格があっても6月分以降 の手当が受けられなくなります 手当現況届』をまだ提出されて します。この届を提出しないと、 いない人は、至急提出をお願い 問合せ児童福祉課児童福祉 6月に町から送付した 『児童

> 義など 内容 ヒカリ) 判別等の実験 🕶 『バ 遺伝子解析による品種(コシ 子の確認▼お米の食味試験と のカーネーションに青色遺伝 イオテクノロジーの基礎』講 により作られた世界初の紫色 世界初の遺伝子操作

問合せ 申込方法 中込期間 メール:grc2@ml.ibaraki.ac.jp ルで左記に申し込む 施設☎888-8743▼E 茨城大学遺伝子実験 電話またはEメー 10月11日(金)まで

2 5 2 6

▼時間 ▼受付:午前8時30分 期日 日:17日(木)

▼募集人数

16人(定員で締切

から 開会式: 9時から 9月26日(木)まで 150人程度 町内在住の人

本 協 だ よ

期日 期日 10月6日(日)・14日 (月):20日(日) 『町民野球大会』 ※予備日:27 参 加

· 場 所 町民球場ほか

参加資格 スポーツ傷害保険に加入して 在学または近隣市町村の人 >町内在住·在勤

▼場所

茨城大学阿見キャン

ス内遺伝子実験施設

時間 きる人

午後1時~5時

▼申込方法 9月20日(金)まで ▼参加料 抽選会 問合せ 町体育協会事務局 いる人 に、電話で左記に申し込む 時中央公民館1階多目的室 ※抽選会受付時に徴収 (生涯学習課内)☎888 9月29日(日)午後7 1チーム5000円

期日 10月10日(木) ※予備フ大会』参加者募集 町民グラウンドゴル

▼募集人数 ▼申込方法 ▼参加料 300円 ▼参加資格 ▼場所 総合運動公園陸上競技場 し込む に、電話または直接左記に申

期日 型D 10月20日(日) ※予備ブルス)』参加者募集『秋季テニス大会(ダ

場所 日:11月3日(日) 女子:総合運動公園 **男子**:県立医療大学

amitennis2005/

大会用ホー

ムペ

はなし 募集人数 で締切) ※キャンセル待ち 男女各32組(定員

日徴収) 参加料 組3000円

申込期間 日(土)から(Eメールは午前 前9時から) 受付 0時から、ファクシミリは午 在勤・在学者のみ。一般は14 ※13日(金)までは町内在住 9月27日(金)まで

FAX 8 8 8 - 1 0 5 5 (午前 申込方法 Eメール(氏名 ※不備がある場合受付不可 時~午後9時。時間厳守) mansei99@jcom.home.ne.jp 記に申し込む マヒメール: ホームページで入手可)で左 涯学習課·総合運動公園·左記 ファクシミリ (申込用紙は生 ロー発送方法を記載) または 住所・電話番号・主な戦歴・ド 資格・所属クラブ・郵便番号・

問合せ 町体育協会テニス部 その他 ▼希望者のみドロ 左記ホームページでエントリ は可。2人とも変更は失格 参加料徴収▼締切後ペア変更 は9月27日(金)まで。 送。1組1通) > キャンセル 表を送付(Eメールまたは郵 。以後は

http://www.geocities.jp/ 代表倉持☎841-6878 ージ.. 〈広告欄〉



Information

特別児童扶養手当を受けてい 障害福祉課から

得状況届』を提出することにな るため、『特別児童扶養手当所 所得額および受給資格を確認す っています。 いる人は、前年(平成24年)の 特別児童扶養手当を受給して

当が受けられなくなるのでご注 も必ず提出してください。 意ください。また、所得制限等 資格があっても8月分以降の手 により支給停止となっている人 この届を提出しないと、受給

▼提出期間 9月6日(金)まで ※土・日を除く

日の月曜日 (全3回)

提出方法 直接左記に提出す

『要約筆記入門講座』受講者

▼時間 期日 毎週水曜日(全6回 師の都合により時間変更あり 午後2時~4時 10月9日~11月13 日

体操など ※お子さまづれで

も参加できます

・内容 要約筆記技術の講義 実技練習、聴覚障害の基礎等 階講義講習室 (土浦市大和) 土浦市総合福祉会館4

> ▼募集人数 問合せ 中込期間 クシミリで左記に申し込む 日・電話番号を記載してファ 申込方法 ※土・日・祝日を除く 受講料 町内在住の人 無料(教材費は実費 障害福祉課☎888 2人(定員で締切 氏名·住所·生年月 9月20日(金)まで

期日 の体操教室参加者募集 10月7日·28日·11月18

▼場所 · 内容 時間 姿勢をつくる足腰・体幹の体 わやかセンター』 操▼骨盤のゆるみを予防する 総合保健福祉会館『さ 午後1時30分~3時 ▼ストレッチ▼美しい

対象 場合は抽選 募集人数 産後3~12か月の女性 町内居住で第1子を出 20人 (申込多数の

参加料

-2943 FAX 888-2945

ーから 町シルバー

上の人が対象(入会承認制) 意欲のある町内在住の60歳以 の趣旨に賛同し、健康で働く 入会説明会開催 当センター

場場所 ●時間 問合せ (公社)町シルバー 刈り、草取りなどを行います 家の雑役、庭木のせん定、草 材センター(総合保健福祉会 すま・障子・網戸の張り替え、 の補修、軽易な大工仕事、 き受けます マイホームの床 『マイホームのミニ営繕』引 館『さわやかセンター』別館) (公社) 町シルバー人 午前10時~正午 Š

陸上自衛隊武器学校から の訓練』 『駐屯地開設記念行事 実施

を実施します。 駐屯地会開設記念行事の訓練

♥問合せ その他 中込方法 中込期間 記に申し込む 保健師がサポートします ※土・日・祝日を除く 防係☎888-2940 教室は理学療法士 健康づくり課保健予 電話または直接左 9 月 25 日 (水)まで

人材センタ

▼期日 人材セン 9月17日(火) ター 8 8 8

> ご協力をお願いします。 近隣住民の皆さまには大変ご迷 より非常に大きな音がします。 惑をおかけしますが、ご理解と 行事訓練の際は、 空砲射撃に

▼期日 時間 間で2時間程度 日(火)・3日(木) 午前9時~午後5時 9月24日(火):10 月

問合せ 広報班☎887- $\begin{bmatrix} 2 \\ 3 \\ 1 \\ 2 \\ 3 \\ 2 \end{bmatrix}$ 陸上自衛隊武器学校 1 7 1

寝たきり ゼロ作戦を応援します

くは左記にお問い合わせくださ 施設を無料で貸出します。詳

▼施設名 阿見体育館

施設概要 施設場所 さ:約8メートル▼床:人工芝 ートル×横34メートル▼高 中央8-4-1 ▼広さ:縦約29メ

貸出日時

月曜日〜金曜日の

商工観光課☎888-1111(172)

午後1時~5時

※祝日を除

団体) 貸出対象 60歳以上で構成するスポーツ 在するシルバークラブおよび 者のスポーツ団体(町内に所 (町内に所在する団体) ▼高齢 ▼スポーツ少年団

広報あみに広告を掲載しませんか?

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

川村☎855-0355 医療法人社団筑波病 10月1日(火)から

問合せ 貸出開始

ただいま無料体験 マッサージ受付中! お気軽にどうぞ

茨城 NPO 全国鍼灸マ

有限会社

限会社 **オリエ** 茨城県龍ケ崎市若柴町 2188-9 i-0985 FAX: 0297-65-3323 技 龍 ケ 崎 事 業 正 TEL: 0297-65-0985 ・龍ケ 【茨城県】 ・稲 敷 携帯:090-6548-4321 リエンタル治療院) リエンタル稲敷) リエンタル取手) オオオ 所所所 【茨城県】

〈広告欄〉

問い合わせ

『まちのニュース・町長日記』8月



『柳州市文化友好訪問団』

阿見町との友好都市である中国柳州市の市民文化友好訪問団 の9人が、8月2日から6日までの5日間の日程で来町され ました。今回は、太極拳の先生を団長に、中国オペラの音楽の 先生、中国古筝の先生、中国茶芸の先生、図書館の職員など多 芸多才な皆さんが来られましたので、まい・あみ・まつりや本郷 ふれあいセンターなどで町民に披露していただきました。

第1回農業研修生として阿見町で実習したことのある書道の先 生は、残念ながら家庭の事情により来られなくなりましたが、六十 数点に上る書道作品は中央公民館で展示することができました。

これからも姉妹都市の米国スーペリア市、友好都市の中国柳 州市との交流はもとより、町内在住の外国の人たちとの交流に も力を入れていきたいと思います。

阿見町長 天田富司男



定例相談

人権相談/行政相談 日時:10月3日(木)·11月7日 (木)午前 10 時~午後 3 時/場所:役場 3 階 305 会議室 問い合わせ 総務課☎888-1111(215)

子育で相談 電話・来所相談:月~金曜日午前9時~ 午後4時/場所:中郷保育所内/訪問相談:随時受付 問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772 教育相談 日時:火~金曜日午前9時~午後3時/ 場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時~4時/弁護士 相談:月1回午後1時~3時30分(毎週水曜日の心 配ごと相談で要予約)/場所:総合保健福祉会館相談室 問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月~金曜日午前8時30分~ 午後5時15分/場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月~金曜日午前9時~正午、午後 1時~4時/場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月~金曜日午前9時~正午、午 後1時~4時45分/弁護士相談:水曜日午後1時~ 4時[要予約]/場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分 ※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

人口と世帯

○総人口 47,617人 (+ 34) ▽8月1日現在

●男 性 23,589 人 (+ 22) ▽常住人□ベース

●女 性 24.028 人 (+ 12) ▽()内は前月比

●世帯数 18,419 世帯 (+ 30) ▽総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(4期) 後期高齢者医療保険料(3期) 国民健康保険税(5期)

納期限 9月 30日(月)

10月の納税等

町・県民税(3期) 後期高齢者医療保険料(4期) 介護保険料(4期) 納期限 10 月 31 日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 7月(前月比)

消防本部調べ 17人(+ 7) 軽 傷 0人(- 3) 出場件数 17件(±0) ф 傷 0人(-1)重 傷 ※救急車の適正な利用を 死 0人(±0)亡 合 計 17人(+ 3) お願いします

『広報あみ』は、毎月第2.4(12月は第3)金曜日発行です。 下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

- ▼公共施設: 役場 1 階正面玄関・ロビー、役場 2 階秘書課、 うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、 中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあい センター、予科練平和記念館、町民活動センター
- **'その他の施設:**阿見·中央一·阿見原·青宿·実穀·君原の 各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行 阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城 県信用組合阿見支店















ご来場ありがとうございました